

岐阜県公報

号外(一) 平成二十九年四月一日

目次

規則

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) 一

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則 (同) 一

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則 (同) 二

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則 (同) 二

岐阜県特別表彰金支給規則の一部を改正する規則 (同) 三

岐阜県職員に対する児童手当等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則 (同) 三

岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則 (同) 三

次世代育成支援対策推進法に規定する特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則 (同) 三

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則 (同) 四

岐阜県表彰規程の一部改正 (人事課) 四

告示

岐阜県表彰規程の一部改正 (人事課) 四

規則

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十一号

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表現代陶芸美術館の項の次に次のように加える。

図書館	全職員
博物館	全職員
高山陣屋管理事務所	全職員

別表健康福祉政策課の項中「健康福祉政策課」を「保健医療課」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十二号

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県知事部局職員定数規則(昭和三十三年岐阜県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第一条関係)

区	分	定数
知事直轄組織		三五人
総務部		四三九人
清流の国推進部		一一八人
危機管理部		六〇人
環境生活部		三四一人
健康福祉部		八一六人
商工労働部(情報科学芸術大学院大学を除く)		三三五人
農政部		七三二人
林政部		二五七人
県土整備部		五八八人
都市建築部(企業会計職員を除く)		一五五人
出納事務局		三三人
計		三、九〇九人
情報科学芸術大学院大学		二九人
都市建築部(企業会計職員に限る)		六五人
計		九四人
合 計		四、〇〇二人

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十三号

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(昭和三十六年岐阜県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第六副車庫長、技師、技術員、調理師長、農業班長、土木班長、主任調理師、主任機械操作手、主任補助員、主任女性相談支援員、主任看護助手、主任衛生技術員、主任工業技手、主任農業技手、主任土木技手、主任調理員、主任営繕手、主任実習補助員、主任学校用務員、主任介護員、主任タイピスト、主任パンチャー及び主任補助員の項中「主任機械操作手、主任補助員」を「主任図書整理員、主任営繕手」に改め、「主任農業技手」の下に、「主任林業技手」を加え、「主任営繕手」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十四号

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則(昭和三十七

年岐阜県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表図書館長の項、博物館長の項及び高山陣屋管理事務所長の項を削る。

第三条の表副教育長の項中第二号から第十二号までを削り、同項第十三号中「退隠料」を「及び退隠料」に改め、同号を同項第二号とし、同項第十四号を第三号とし、第十五号から第十八号までを十一号ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県特別表彰金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十五号

岐阜県特別表彰金支給規則の一部を改正する規則

岐阜県特別表彰金支給規則(昭和四十三年岐阜県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「総務部」を「知事直轄組織」に改め、同条第四項第一号中「総務部」を「知事直轄組織」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 総務部長

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員に対する児童手当等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十六号

岐阜県職員に対する児童手当等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員に対する児童手当等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則(昭和四十六年岐阜県規則第二百十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の表教育事務所長の項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十七号

岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則(平成七年岐阜県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

本則中「岸敬也副知事」を「神門純一副知事」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

次世代育成支援対策推進法に規定する特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十八号

次世代育成支援対策推進法に規定する特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

次世代育成支援対策推進法に規定する特定事業主等を定める規則（平成十七年岐阜県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

本則の表岐阜県知事の項中「現代陶芸美術館」の下に、「図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、文化財保護センター」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十九号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する特定事業主等を定める規則（平成二十八年岐阜県規則第八号）の一部を次のように改正する。

本則の表岐阜県知事の項中「現代陶芸美術館」の下に、「図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、文化財保護センター」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百八十三号

岐阜県表彰規程（平成十一年岐阜県告示第七百三十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

第八条第三項中「総務部」を「知事直轄組織」に改める。

別表中「総務部長」「秘書政策審議監」を「秘書政策審議監」「総務部長」に改める。

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。